

在宅療養者の入退院時連携ルールのご案内

このようなケースはありませんか？



在宅療養者の入退院時連携ルールは、かかりつけ医(診療所、特別養護老人ホーム 医務室も含む)が市内の連携ルール参加病院(現在 24 病院)に、一度に入院のための事前調整(個人情報を含まない患者情報を事前に共有して相談)ができるものです。

●利用対象者 ※以下の項目すべてに該当する患者様です

- ① かかりつけ医の継続的な訪問診療や外来診療を受け、医療保険のサービスや介護保険のサービスを利用している（施設入居者も対象となります）
- ② 高度な医療・検査を必要としない疾患（肺炎や尿路感染症など）の治療目的や、レスパイト入院のケース（看取りの可能性も含む）

《 かかりつけ医からのご意見(活用のメリット) 》

- ・複数の病院から入院相談可の回答があり、選ぶことができた
- ・今後の病状によっては看取りの可能性もある患者だったが、受け入れ先が決まって良かった

実績はまだ少ないですが、活用いただいたケースは全て 24 時間以内に入院先が決まりました。

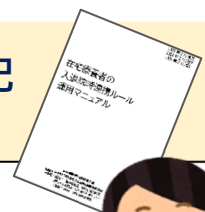
在宅療養者の入退院時連携ルールについての詳しい情報(運用マニュアル、参加申し込み等)については、姫路市在宅医療・介護連携支援センターのホームページに掲載しています。参加費は無料です。

ホームページの二次元コード➡



連携ルールへの参加方法や運用に関する問い合わせは、下記事務局までお気軽にご連絡ください

病院とかかりつけ医の入退院時連携推進部会(事務局)
姫路市在宅医療・介護連携支援センター(姫路市医師会 地域医療連携室)
TEL:079-295-3330 FAX:079-295-3351
メールアドレス: med-care@himeji-med.or.jp



在宅療養者の入院時連携の流れ（概要）

